

## 地方分権改革の進捗状況等について

項目	進捗状況	主な内容	課題等
国の動き	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「地方分権改革推進本部」及び「地方分権改革有識者会議」について <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方分権改革の推進に関する施策の総合的な策定及び実施を進めるため、内閣総理大臣を本部長とする地方分権改革推進本部を設置(H25.3)</li> <li>・地方分権改革の推進に関する施策についての調査及び審議に資するため、学識者及び実務経験者により構成する地方分権改革有識者会議を設置(H25.4)</li> </ul> </li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>●指定都市等の地方の意見を十分に反映させていく必要あり</li> </ul>
義務付け・枠付けの見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地方分権改革推進委員会の第2次勧告を受けて、これまで2次の見直し(第1次、第2次一括法)が実施され、条例化が必要なものについて平成24年度末までに各自治体において条例の整備が行われた。</li> <li>●第2次勧告で示された義務付け・枠付けのうち、見直しが実施されていないものなど、地方からの提案等を国において検討した上で、第4次見直しを閣議決定(H25.3)</li> </ul> <p>→ 第4次見直しに係る事項と、昨年廃案となった旧第3次一括法案に係る事項と合わせて、新たな第3次一括法案が平成25年通常国会に提出されたところ(H25.4)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●新たな第3次一括法案における義務付け・枠付けの見直しの主な内容は次のとおり</li> </ul> <p>〔第3次見直し関係〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定居宅介護支援事業の人員・運営に関する基準の条例委任</li> <li>・地域包括支援センターの基準の条例委任</li> <li>・農業委員会の選挙区の基準の見直し</li> <li>・農用地利用規程の認定に際し公告義務を廃止</li> <li>・消防長及び消防署長の資格の条例委任 ほか</li> </ul> <p>〔第4次見直し関係〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方青少年問題協議会の委員資格要件の廃止</li> <li>・市町村計画(国土利用計画法)を定める場合における当該市町村議会の議決に係る規定の廃止 ほか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●第4次見直しに係る事務・権限のうち新たな第3次一括法案に盛り込まれなかったもの、及び第2次勧告で示された義務付け・枠付けのうち、実施されていないもの更なる見直しの実施</li> <li>●「従うべき基準」の設定の廃止等</li> </ul>
基礎自治体への権限移譲	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地方分権改革推進委員会の第1次勧告を受けて、第2次一括法により、権限移譲が実施された。</li> <li>●第1次勧告で示された事務・権限のうち、権限移譲が実施されていないものなど、地方からの提案等を国において検討した上で、第4次見直しを閣議決定(H25.3)</li> </ul> <p>→ 第4次見直しに係る新たな第3次一括法案が平成25年通常国会に提出されたところ(H25.4)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●新たな第3次一括法における都道府県から指定都市への権限移譲の内容は次のとおり</li> </ul> <p>〔第4次見直し関係〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市街地再開発事業における事業認可等の権限</li> <li>・高度管理医療機器販売業等の許可等の権限 〔保健所設置市〕</li> </ul> <p>※県費負担教職員の給与等の負担、定数の決定、学級編制基準の決定等については、「地方制度調査会の審議状況等を踏まえ、関係省庁において、関係者の理解を得て、速やかに結論を出した上で、指定都市に移譲する」とされており、新たな第3次一括法案には盛り込まれていない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●第4次見直しに係る事務・権限のうち新たな第3次一括法案に盛り込まれなかったもの、及び第1次勧告で示された事務・権限のうち実施されていないもの更なる移譲の実施</li> <li>●上記以外の事務・権限で指定都市が担うべきものの移譲の実施</li> </ul>
国の出先機関の事務・権限の移譲	<ul style="list-style-type: none"> <li>●出先機関の事務・権限の移譲に向けた今後の主な取組について</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>ハローワーク</b></li> </ul> <p>→ 将来的な事務・権限の移譲を含めた国・地方の一体的実施の取組について、地方からの提案事業を開始</p> <p>※H25.4.1現在 29都道府県、59市区町村(うち指定都市20市)ハローワーク特区として、ハローワーク佐賀とハローワーク浦和で平成24年から実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>直轄道路・直轄河川</b></li> </ul> <p>具体的に動かしていく案を国が検討 → <u>特段の進展なし</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>その他</b> → <u>特段の進展なし</u></li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>●見直しに向けた工程の提示と具体的な移管に向けた着実な改革の推進</li> </ul>